

給与の種類	支給条件			支給日	備考																
	支給対象者	支給率又は支給額																			
手当	(附加定額)	寒冷地の級地別区分が4級地及び5級地である地域に在勤する職員。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事項 級地</td> <td colspan="2">世帯主である職員</td> <td rowspan="2">その他の職員</td> </tr> <tr> <td>扶養親族あり</td> <td>扶養親族なし</td> </tr> <tr> <td>5級地</td> <td>円 17,000</td> <td>円 11,350</td> <td>円 5,700</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>円 8,500</td> <td>円 5,700</td> <td>円 2,850</td> </tr> </table>			事項 級地	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	円 17,000	円 11,350	円 5,700	4級地	円 8,500	円 5,700	円 2,850		
	事項 級地	世帯主である職員		その他の職員																	
		扶養親族あり	扶養親族なし																		
	5級地	円 17,000	円 11,350	円 5,700																	
	4級地	円 8,500	円 5,700	円 2,850																	
13 定時制通信教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員及び当該課程を置く学校の校長。 (1) 校長..... (2) 教頭..... (3) 教員及び実習助手.....	(2) 附加定額 給料月額8% 同上 10%			給料の支給日	46.6.1から 改定															
14 産業教育手当	農業、工業又は水産の課程を置く高等学校において当該教諭又は助教諭の免許状を有して当該課程の教科を担当する教員又は実習助手（給料の特別調整額の支給を受ける教員を除く）。	給料月額10% ただし定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては6%。			同上	46.4.1から 改定															
15 住居手当	① 月額5,000円を超える家賃等を負担している職員。 (1) 家賃等額..... 5,000円を超え12,000円まで (2) 家賃等の額..... 12,001円以上 ② その所有に係る住宅に居住して世帯主である職員。	家賃等額 - 5,000円 = 手当額 (家賃等の額 - 12,000円) × ½ + 7,000円 = 手当額(10,500円限度) 1,000円 (当該住宅が新築又は購入がなされた日から5年を経過するまでの間は1,500円加算)			同上	51.4.1から 改定															
16 義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員。	等級号給に応じて定額支給(3給料表等参照)			同上	50.4.1から 改定															